

平成30年度摂津市立学童保育室入室申請

ご 案 内

平成30年度入室申請書の一斉受付日は

平成29年12月14日（木）～12月22日（金）

受付場所 摂津市役所新館6階 子育て支援課

※必要書類をそろえて、一斉受付期間中にご持参ください。

※現在入室している児童並びに入室待機中の方で新年度においても入室希望をされる場合も申請が必要です。

※開室時期・開室時間等におきましては、平成29年10月時点での内容になります。



摂津市教育委員会

お問合せ先

摂津市教育委員会事務局 教育総務部 子育て支援課 子育て支援係

☎ (06)6383-1980 (直通)

(06)6383-1111 (大代表)

(072)638-0007 (代表)

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号

平成30年度入室の一斉受付について

平成30年4月から入室を希望する児童の受付は、次の日程で行います。
入室を希望される場合は必要書類をそろえて、一斉受付期間中に申し込んでください。

受付期間 平成29年12月14日（木）～ 平成29年12月22日（金）

※16日（土）も受付を行います。ただし、日曜日は除きます。

受付時間 平日：午前9時～正午、午後1時～5時

ただし、18日（月）及び19日（火）については、午後7時まで受付時間を延長します。

受付場所 摂津市役所 新館6階 子育て支援課

※16日（土）は市役所本館1階 特設窓口で行います。

1. 入室等の手続きについて

(1)入室申請するための要件

学童保育室の利用にあたっては、次の要件に該当することが必要です。

- ① 摂津市に居住していること。
- ② 学校教育法に規定する小学校又はこれに準すると教育委員会が認める学校の第1学年から第3学年までの児童。
- ③ 保護者の労働又は疾病等の理由によりその保育に欠けること。
 - ・就労の場合、雇用証明書または自営業申立書の提出が必要です。
（月平均16日以上で午後3時以後の時間帯を含む勤務）
 - ・保護者が病気・出産または看護の場合、病気・出産証明書の提出が必要です。
 - ・学校に通学する場合、学校の在学証明書と授業時間割（カリキュラム）の提出が必要です。
（月平均16日以上で午後3時以後の時間帯を含む）

※保護者の育児休業中は入室対象外です。

申請時の必要書類

入室申請には、次の書類が必要です。各書類については、後述の詳細及び記入例を必ず確認の上、不備のないようご用意ください。

- ① 摂津市立学童保育室入室申請書（様式第1号）入室児童につき1枚

※押印がない場合は一切受付できません。

- ② 家庭で児童を保育できない理由を証明する書類（雇用証明書等）

世帯につき1枚ずつ

※保護者及び満65歳未満の同居者全員分が必要です。

※4月までに就労予定の方は、雇用証明書下部の「誓約書」のご記入をお願いします。

※申請時（特に一斉受付期間中）に書類証明の準備が出来ない場合は、子育て支援課へご相談ください。

※書類の証明欄に修正液等による消去、訂正、加筆等がある場合、記入漏れがある場合は受付できません。申請前にご自身で必ず確認ください。

③ 口座振替依頼書

引き落とし口座のわかるもの、銀行印をご持参ください。

(現在入室中で、口座振替により納付されている方は提出不要です)

取扱金融機関は、5ページに記載しています。

申請時の注意点

入室申請をする場合、次のことに十分注意をしてください。

- ① 郵送での受付はいたしません。
- ② 入室の要件に該当しない場合や書類が不備な時は、受付できません。
- ③ 申請書の提出後、勤務状況や世帯の状況に変更があった場合、また申請を辞退する場合は、子育て支援課まで連絡してください。
- ④ 申請時に市外に在住で、4月までに転入が確定している方についても一斉受付期間に申し込んでください。
- ⑤ 一斉受付終了後は、欠員が生じた時の補充分として受付します。
- ⑥ 学童保育室保育料を滞納している方は、新年度の入室申請はできません。

(2)入室決定通知の発送

一斉受付期間に申請された方には、2月末に入室の可否をお知らせします。

また、一斉受付後に申請をされた方には、欠員が生じた時点で書類審査を行い、お知らせします。

(3)入室決定の取り消し

入室決定後に次のいずれかが判明した時は、入室決定を取り消します。

- ① 入室申請書類の内容に偽りがあった場合
- ② 世帯の状況や、家庭で児童の保育ができない理由に変更があり、その内容が入室の要件を満たさなくなった場合
- ③ 正当な理由がなくて、3ヵ月以上保育料を滞納している場合
- ④ その他管理運営上、不相当と認める場合

(4)退室の手続き

児童が学童保育室に1日でも在籍していれば、保育料納付の対象になります。

転出や保護者の退職などにより退室される場合は、あらかじめ学童保育室に連絡の上、退室届（様式第4号）を提出してください。所定の退室届を提出しない限り、その児童は在籍扱いとなりますので、十分ご注意願います。

2. 学童保育室の事業内容について

(1)指導方針

- ① 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定を図ります。
- ② 遊びを通して自主性、社会性、創造性を培います。
- ③ その他放課後児童健全育成上必要な活動を行います。

(2)開室期間

平成30年4月2日(月)～平成31年3月28日(木)

(3)開室日および開室時間

- | | | | |
|------------------|---------|---|---------|
| ① 月曜日～金曜日 | 午後1時30分 | ～ | 午後5時30分 |
| ② 始業・終業式 | 午前9時30分 | ～ | 午後5時30分 |
| ③ 入学・卒業式 | 午前8時30分 | ～ | 午後5時30分 |
| ④ 夏・冬・春休み | 午前8時30分 | ～ | 午後5時30分 |
| ⑤ 休校保育等 | 午前8時30分 | ～ | 午後5時30分 |
| ⑥ 短縮授業日等 | 授業終了後 | ～ | 午後5時30分 |
| ⑦ 土曜日特別保育(第4土曜日) | 午前9時 | ～ | 午後5時 |

(4)閉室日及び閉室期間

- ① 土曜日(第4土曜日は除く)、日曜日、祝日
- ② 夏季 8月13日(月)・14日(火)
- ③ 年末年始 12月29日(土)～1月3日(木)
- ④ 年度末 3月29日(金)
- ⑤ その他指定日(教育委員会が必要と認めた日および期間)
 - ・天災やその他の緊急事態発生により学校が臨時休校となった日および期間
 - ・インフルエンザ等により、学級または学年で臨時休業の処置になった時、その学級または学年に在籍している児童のみ、その学級または学年の臨時休業が解除されるまでの期間

(5)開室場所および定員

開室場所は全小学校内の学童保育室で開室し、定員は学童保育室ごとに設けています。申請数がある定員を超えた保育室につきましては待機となり、公正な方法により選考を行い、欠員が生じた場合に順次入室とします。

(6)昼食

学校の給食がない日は、ご家庭でお弁当の用意をしてください。

(7)学校終了後の学童保育室への行き帰り

学童保育室への行き帰りについては引率しませんので、児童が直接学童保育室へ行くようにご家庭でお話してください。

(8)学童終了後の下校

指導員は学校の門までの送り出しとなります。児童の帰りについては、できるだけ保護者のお迎えをお願いします。

(9)保育中の与薬

与薬は医療行為になるため、学童保育室での保育中に指導員が行うことはできません。

(10)保育中の事故の予防等

保育中の事故の予防について、次のとおりご協力をお願いします。

- ① 指導員の指示に必ず従うよう、ご家庭でお話ください。

- ② 保育室や校舎内では走らない、危険な場所では遊ばないように指導員が児童に指導しますが、ご家庭でもお話しください。
- ③ 食中毒による事故を防ぐため、指導員による調理は一切行いません。ご家庭でお弁当を作る時も、腐敗しにくい食材を使用するなどの工夫をしてください。
- ④ 児童の病気などで長期欠席される時は、必ず事前に指導員まで連絡してください。

(11) 団体傷害保険（変更になる場合があります）

学童保育中の事故でケガ等があった場合は、応急処置をするほか、教育委員会が加入する団体傷害保険を適用しますが、それ以外の責任は負いません。

（補償内容） 1名あたり 死亡・後遺障害340万円

入院日額5,000円、通院日額2,000円

※ケガ等で医療機関を受診した場合の自己負担額は保護者負担となりますので、教育委員会加入の団体傷害保険の補償内容を超える補償を希望される場合は、保護者各自で傷害保険に加入してください。

(12) 免責事項

学童保育室事業以外のことについては、責任を負いません。

3. 学童保育室の保育料等について

(1) 保育料の額

児童1人につき月額4,500円です。

但し、同一世帯で2人以上の児童が入室する場合、2人目以上の児童は1人につき2,250円です。

月の途中の入室または退室であっても、保育料の日割り計算による減額はありません。

児童が学童保育室に1日でも在籍していれば、保育料納付の対象になります。

(2) 保育料の減免制度

次の世帯は、保育料を減額または免除することができます。

- ① 生活保護世帯……………保育料を全額免除
- ② 前年度市民税非課税世帯……保育料を全額免除
- ③ 前年分所得税非課税世帯……保育料を半額免除
（1人目保育料が2,250円、2人目以降が1,125円）

保育料減免の必要書類

保育料を減免するには、次の書類が必要です。

- ① 摂津市立学童保育室保育料減免申請書（様式第5号）

入室する児童につき1枚

② 下の表にある保育料の減免区分を証明する書類が必要です。

減免区分	必要書類	取り寄せ先
生活保護世帯又は中国残留邦人等自立支援給付受給世帯	生活保護受給証明書又は支援給付受給証明書	生活支援課
前年度市民税非課税世帯	平成29年度（平成28年分）市民税（課税・所得）証明書 ※平成29年1月1日現在に摂津市に住民登録のある方は不要です。	税証明発行窓口 （平成29年1月1日現在、住民登録されていた市町村の税務担当課）
前年分所得税非課税世帯	所得税が記載された書類 【給与所得者】 平成29年分源泉徴収票の写し 【自営業者等】 平成29年分確定申告書の控 （税務署受付押印分、写し）	【給与所得者】 事業所等の給与担当 【自営業者等】 税務署ほか

所得税非課税世帯とは、住宅を取得した場合の所得税額の特別控除が行われなかった場合においても所得税が課されない世帯。

保育料を減免する期間

学童保育室に入室する日以前に減免申請書の提出があった場合は、入室する日の属する月から保育料を減免します。

学童保育室に入室した後に保育料減免の申請があった場合は、申請のあった翌月から保育料を減免します。

(3) 保育料を滞納された場合

督促状を発送し、自宅及び保護者の職場に対して督促の電話をします。

また、正当な理由がなく3ヵ月以上保育料を納付しない場合、入室決定を取り消します。

(4) 保育料の納付

口座振替または摂津市役所内の指定金融機関及び摂津市収納代理金融機関の本・支店の窓口にて毎月10日までにその月分の保育料納付してください。

保育料は、当月払いとなります。なお、4月分は4月10日が振替日（納付期限日）となります。（金融機関が休業日の場合は翌営業日）

※口座振替を希望される場合は、手続きが必要となります。

【取扱金融機関】

保育料の納付は、摂津市役所内の指定金融機関及び摂津市収納代理金融機関の本・支店で取り扱いしています。（平成29年10月1日現在）

りそな銀行	三菱東京UFJ銀行	近畿大阪銀行
三井住友銀行	池田泉州銀行	関西アーバン銀行
三井住友信託銀行	京都銀行	北おおさか信用金庫
近畿労働金庫	尼崎信用金庫	のぞみ信用組合
大阪信用金庫	近畿産業信用組合	北大阪農業協同組合
茨木市農業協同組合		

※みずほ銀行・みなと銀行は納付書払いのみの取り扱いとなります。

(5)おやつ代等

おやつ代等は、保育料に含まれません。

※おやつ代等は各学童保育室保護者会の運営となっていますので、教育委員会は責任を負いません。

4. 学童保育室入室申請書等の記入について

- ① 申請書は、記入例を参考に児童の保護者がご記入ください。
- ② 記入には、黒色のボールペンを使用してください。(えんぴつ書きは受付できません。)
- ③ 字は、読みやすく、はっきりと書いてください。
- ④ 印鑑の押し忘れのないように、最後のチェックをお願いします。(印鑑を押し忘れた申請書等は、受付できません。)
- ⑤ 修正液等によって訂正された証明書については、受付できません。

※記入された個人情報、学童保育事業のために使用するものであり、その他の目的に使用するものではありません。